

令和7年第10回

# 荒川区教育委員会定例会

令和7年5月23日

於) ひぐらし小学校 第二校舎 3階教室

荒川区教育委員会

令和7年荒川区教育委員会第10回定例会

- |        |  |  |
|--------|--|--|
| 1 日 時  | 令和7年5月23日  | 午後2時30分  |
| 2 場 所  | ひぐらし小学校 第二校舎3階教室   |  |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員   | 阿 部 忠 資<br>繁 田 雅 弘<br>長 島 啓 記<br>八 木 敦 子<br>中 澤 礼 子  |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>教育施設課長<br>教育施設担当課長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>生涯学習課長<br>ふるさと文化館学芸員<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 菊 池 秀 幸<br>浦 田 寛 士<br>井 上 千 恵<br>福 木 妙 子<br>渡 辺 裕 登<br>下 条 知 淑<br>塩 尻 浩<br>篠 原 啓 輔<br>亀 川 泰 照<br>原 田 正 伸<br>大 西 寛 和<br>齋 藤 一 幸<br>吉 田 夏 彦<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 2 0 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

議案第 2 1 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

( 2 ) 報告事項

ア 令和 7 年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について

イ 令和 7 年度荒川区登録・指定文化財諮問について(報告)

( 3 ) その他

**教育長** ただいまから荒川区教育委員会令和7年第10回定例会を開催いたします。

出席者数の御報告を申し上げます。本日5名出席でございます。

議事録の署名委員は、長島委員及び中澤委員にお願いいたします。

2月28日開催の第4回定例会及び3月14日開催の第5回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認していただきました。本日、特に委員の皆様から御意見がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** ありがとうございます。それでは、承認いたします。

また、3月28日開催の第6回定例会の議事録をお送りしております。次回の定例会で御承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、何かお気づきの点があれば事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、審議事項2件、報告事項2件でございます。

まず審議事項です。議案第20号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び、議案第21号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」は、いずれも関連がございますので一括で説明を受けて、質疑を行った後1件ずつ決を採ることにしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、教育総務課長から説明をお願いします。

**教育総務課長** それでは議案第20号、第21号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案につきましては、教育長からお示しいただきましたので割愛させていただきます。

提案の理由でございますが、記載のとおり刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行に伴いまして、「懲役」、「禁錮」という文言を「拘禁刑」に文言修正を行うものでございます。

内容の1番でございます。段落が4つございますけれども、3つ目と4つ目の「区では」というところと「その後」ということでポイントが3つございまして、まず国の法律で令和7年6月1日施行とされたものが、「懲役」及び「禁錮」という文言を「拘禁刑」に改めるようにというところから出てございました。そうした必要があったことから、3段落目で、区では関係条例の整理に関する条例ということで、本年1月24日開催の教育委員会第2回定例会におきまして異議がないということで、これを受けて「その後」ということで、最後の段落です。2月会議にて条例が議決されたところでございます。

この3つの動きに伴いまして、今後は規則を修正、改めるというところからこの2つが関係してくるということでございます。まず1つ目が、この20号の案件でございます。具体的

には、おめくりいただきまして5ページのところでございます。表がございまして右側が改正前、左側が改正後となっております。改正前の下の真ん中辺りの下線で引いているところを見ていただきますと、「禁錮」という表現がございまして。それを左のほうに移していただきますと、こちらを「拘禁刑」という文言に修正するというものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして7ページでございます。議案の第21号におけますこの規則につきましても、同様の趣旨でございます。国の法律が「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に文言修正したことに伴いまして、区ではその関係条例ということで条例の改正に当たりまして、さきの1月24日開催の教育委員会にて異議がないということを受けまして、2月会議にて議決したところでございます。

もう一つめくりまして10ページでございます。10ページの「処分説明書」の真ん中辺りを見ていただきますと、1番の下線を「拘禁刑」という形で修正させていただくのがこちらの変更内容でございます。

この2件の第20号、21号につきましては施行期日を6月1日とさせていただいて、手続を進めさせていただければと存じます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**教育長** ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質疑はございますでしょうか。

内容としては、条例で改正されたのでそれに合わせて規則もということですね。

**教育総務課長** そのとおりでございます。

**教育長** それではよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** ないようであれば、質疑を終了したいと存じます。

議案第20号及び第21号について、特に御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** ありがとうございます。それでは、討論を終了いたします。

1つずつ決を採りますが、議案第20号について異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 異議ないものと認めます。議案第20号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は原案どおり決定いたします。

続きまして議案第21号について、御異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 異議ないものと認めます。議案第21号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の

一部を改正する規則」は原案どおり決定いたします。

ありがとうございました。続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和7年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について」、学務課長から説明をお願いします。

**学務課長** それでは学務課より「令和7年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について」御説明いたします。

13ページを御覧ください。まず最初に、項番1の幼稚園及び汐入こども園の御説明でございます。今年度、幼稚園につきましては1学級の上限を35人に定めました国の幼稚園設置基準に基づきまして学級編制を実施いたしました。汐入こども園につきましては4歳、5歳児の短・中時間部分、いわゆる幼稚園部分、並びに0歳から5歳児の長時間部分、いわゆる保育園部分におきまして、それぞれ学級編制を行いました。

今年度の幼稚園全体の園児数は、令和4年度に公表いたしました区立幼稚園の方向性に基づきまして、昨年度末をもって区立幼稚園3園が閉園したことによりまして、前年度より20人減の219人となっております。また、汐入こども園の園児数は、同じ区立幼稚園の方向性に基づきまして、幼稚園部分のいわゆる短・中時間部分は、今年度より新入園児募集を実施してございませんので、前年度より33人減の89人となりました。なお、区立幼稚園の新入園児募集におきまして抽せんを実施した園はございませんでした。

続きまして、項番2の小学校でございます。学級編制につきましては、東京都教育委員会が定めます学級編制基準に基づきまして、今年度から小学校全学年におきまして1クラス35人学級を編制いたしました。小学校全体の児童数は、前年度より39人減の8,924人となっております。また、新入学児童は前年度より86人減の1,345人となっております。なお、学校選択制度に基づく区立小学校新入学児童の抽せんにつきましては、このページの一番下に書かせていただいています。第四峡田、尾久、第一日暮里小学校の3校で実施いたしましたが、抽せんの結果、補欠となられた方の一部等に辞退がありました関係で、補欠で待っていた方に全て繰り上がりが生じまして、抽せん校に入学を希望した児童は全員繰り上がりで入学という状況になりました。

続きまして、ページをおめくりいただきまして14ページになります。項番3の中学校でございます。中学校の学級編制につきましては、東京都教育委員会が定めます学校編制基準に基づきまして中学校1年生のみ1クラス35人学級の編制をし、中学校2年・3年生は1クラス40人学級で編制を行いました。中学校全体の生徒数につきましては、前年度より3人増の3,308人となっております。新入学生徒につきましては、前年度より121人減の996人となっております。なお、学校選択制度に基づく区立中学校新入学生徒につきまして、抽せんを今年度実施した中学校はございませんでした。

次の15ページから19ページにつきましては、本説明に関わる詳細な資料になりますので御確認いただければと存じます。

御説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

**教育長** ありがとうございました。

今回は5月1日で数字が固まった時点での御報告となりました。就学状況は毎年幼稚園を含めて小学校、中学校と、その学校によっていろいろございますので、委員の先生方の御意見等を頂ければと思います。ただいまの説明については、何か御質問はございませんでしょうか。

**繁田委員** よろしいでしょうか。

表で「区内就学率」と「区域外就学率」とございますよね。これはこの2年間くらいですとあまり変わっていないと思うのですが、少し長い目を見たときに1つの方向に変化している傾向がもしあれば教えていただきたいのと、もし変わってきている場合はどんな要因が影響しているのかなというのは、もし可能でしたら教えていただけたらと思います。

**学務課長** 今、御指摘いただきました区内就学率と区域外就学率につきましては、ここ数年の傾向としまして大きな変動等はございません。過去から見ると少し変動はありますが、ここ数年は似た傾向のパーセンテージになっているところでございます。

**繁田委員** 分かりました。

ついでに、もう1ついいですか。「区内」という表現と「区域外」というのが気になるのですが、何で「区内」、「区外」ではないのかということと、そもそも区域の定義をもしよろしければ教えてもらえると。細かいことですがすみません。

**学務課長** 表の中での区域は学区域のことを指しますが、一般的に言われている区域外は就学の用語の言い方で、荒川区外、他自治体から通学することを区域外就学という言い方をします。よく越境という言い方がありますが、基本的に例えばひぐらし小学校が就学指定校として住所地で指定されていて、ただ第二日暮里小学校に行きますという場合は指定変更という言い方をします。区域外就学は、例えば台東区に住んでいますとか文京区に住んでいるお子さんがひぐらし小学校に通いたいときに、それぞれの教育委員会で申請の許可をした段階で通えるようになりますので、そういう場合を区域外就学といって、就学の用語になります。

**繁田委員** ありがとうございます。よく分かりました。

**教育長** そのほか、何かございますでしょうか。

**長島委員** プラス、マイナスでマイナスのところは白三角だと表だと分かるのですが、例えば最初の13ページで文章に出てきたときにいきなり白三角が出てきて、去年も実はこういったのを見ているのですが、プラスなのかマイナスなのかと一瞬思っ、増のときに例え

ば5学級増と漢字を使っていますよね。

**学務課長** はい。

**長島委員** 文章のときに三角ではなくて減とか書いたほうが分かりやすいのか。でも、逆に白三角のほうが分かりやすいのかなと思ったりしたのですけど。

**学務課長** 増は漢字で書いてありますけど、減は白三角という、統一性がという形ですか。

**長島委員** 多分、表に減とか書かないほうがいいと思うのです。表はこれでもいいのかなと思っています。つまらないことで、すみません。

**学務課長** 分かりました。御意見ありがとうございます。

**教育長** プラスの記号はあるのですか。要するにマイナスの記号は白三角なのだろうけど、プラスの記号は特段ないのですか。

**学務課長** プラスの記号を書くか、減と増で全部漢字で統一するか。

**長島委員** 多分これまでずっと継続性があると思うのです。減だとどちらかという上よりも下に書いたほうが減という感じが。三角形が逆のほうが減のイメージ。

**学務課長** この三角は、会計上だとどうしても上の三角でマイナスという表記をすると。会計上のマイナスの表現になります。

**教育長** 表記の仕方は工夫できるところはありそうだとということで、お願いします。

このほか、例えばひぐらし小ですと18クラス、1学年3学級で、普通教室を確保する上で、図工室が地下にあるという話の中で、今後のことは工夫していくしかないのでしょうか。

**教育施設課長** 図工室は実は以前からお話を頂いているのですけれども、なかなか上に上げることが難しく、普通教室を地下にというわけにいかないところもありますので、どうしても特別教室のいろいろ物が多い図工室が今地下に設置されております。

**教育長** さらに増えていくに当たっては、今いるこの部屋を使っていく感じですか。

**教育施設課長** そうです。ただ、それでもやはり本校舎の空いているお部屋も恐らく普通教室にしていかないと、もっと増えてきたときに対応できないというのがあるので、現状空いているお部屋はあるのですけど、そこを図工室にしてしまうと。

**長島委員** 2年くらい前に諏訪台中の運動会に行くことになって、校庭ではなくて別のほうだったのですけど、ひぐらし小も今校庭を見ると狭いので運動会はそこを借りているのですね。

**中澤委員** あちらで。第二校庭で、お借りしています。

**長島委員** 第二校庭と言っているのですね。

**中澤委員** 諏訪台中の第二校庭です。元八中の。

すみません。ちなみに運動会の話で、諏訪台の第二校庭も大分オールウェザーの塗装がはがれて、雨の日の次の日は滑りやすく、息子がサッカーチームであそこを借りることもあ

なのですが、本当につるつるなのです。いろいろ順番はあると思うですけども、その辺りも大分。

あと、大分古い桜の木があって、張り出していて地面を割るくらいのかかなりの根っこがあって、運動会の見学で親はその辺りに立って見るしかないんですけど、小さいお子さん連れなどは危なかったり、桜もすてきなのですけれども、安全面からも前から気になっていたのでお伝えしてよろしいでしょうか。

**教育施設課長** 校庭につきましてはおっしゃるとおり大分状況が悪いのは認識しておりまして、学校からも改修要望でどうかしてくれと上がってきております。教育施設課としても順番でやっておりまして、今年度実はほかの学校で校庭改修するというのがありますので、やはり各校の状況を見ながら悪いところについて順番にやっていくと考えております。

また桜につきましても、根上りはどこでも発生しておりまして、塀が傾いてしまっているという情報も頂いているところなので、それにつきましても本当に倒れて事故になってしまう恐れがあるところから優先的に直している状況はございます。

**中澤委員** ありがとうございます。

**教育長** せっかくひぐらし小に教育委員会として視察に来ているので、こういう機会にやはりそういう課題はちゃんと伝えたほうがいいと思います。学校活動、教育活動にやはり支障が出ていけないですし、けが人が出てともいうのもあるので、どこの学校も様々な課題がある中で優先度を設けてとありますが、ぜひそういう声は上げていただければと私も思います。ありがとうございます。

この件についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** それでは、次の報告事項に移りたいと思います。「令和7年度荒川区登録・指定文化財諮問について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

**生涯学習課長** では「令和7年度荒川区登録・指定文化財諮問について」、御説明させていただきます。件名は記載のとおりでございまして、ポイントとしまして今年度の荒川区文化財保護審議会へ諮問する案件について御報告するものでございます。

項番1のとおり、文化財保護審議会の開催日時は5月30日金曜日でございます。現在15時開始予定でございます。

項番2の諮問事項でございます。今年度は記載の2件、有形文化財建造物の木造七面明神立像宮殿と、無形文化財工芸技術の勘亭流・寄席文字・江戸文字で、保持者として中村泰士様を荒川区指定文化財及び保持者として認定することを諮問いたします。

参考までに項番3の備考でございます。昨年度から引き続きの継続審議となっている登録

及び指定文化財の候補がございますので、併せて御説明させていただきます。登録文化財候補として記念物・史跡の八幡堀跡、それから有形文化財・彫刻として木造七面明神立像でございます。ここの各文化財の候補の内容につきましては、ふるさと文化館の学芸員から御説明させていただきます。お願いします。

**ふるさと文化館学芸員** 23ページを御覧いただきながら御説明させていただければと思います。

まず、1つ目の指定文化財候補の有形文化財です。こちらは木造七面明神立像宮殿となりまして、所有者・所在地は延命院になります。延命院が、四代将軍家綱の乳母の三沢局の信仰が厚く、それで身延山の守護神であるところの七面明神を江戸に勧請するときに恐らく建てられたであろうと。様式からいってその時期と言えるのですが、そういう建造物の案件になります。こちらは昨年度継続審議になりました七面明神立像と一緒に指定したほうがよいのではないかという審議会の先生方の御意見がありまして、今回諮問の案件に挙げさせていただきました。ちなみにですが、この写真でも若干見えるのですけれども、主に屋根の垂木のところが落ちておりまして、修復の必要性が指摘されている案件になります。この中に厨子があり、その厨子の中に、次のページにあります、七面明神立像が納められている形になります。

無形文化財の勘亭流・寄席文字・江戸文字。保持者は中村泰士さんで、現在荒川区伝統工芸技術保存会の会長さんでもあられます。こちらの写真でいくと、左の勘亭流は歌舞伎小屋周りで使われている文字になります。真ん中の寄席文字は寄席のビラなどで用いられる文字で、一番右側の江戸文字は千社札等々に用いられている文字になります。保持者はこの3つの書体を身につけられております。それぞれその道で高名なお師匠さんにつかれておりまして、寄席文字・江戸文字は笑点の文字も手がけられていた橘右近さん。左の勘亭流文字は大きい名跡なのですが荒井三禮という、荒川区の指定無形文化財保持者でもあられました上野庄吉さんから伝授されております。それぞれ名跡も継がれておりまして、特に勘亭流は今年の3月に三代目荒井三禮を襲名されております。お弟子さんには荒川区の匠育成事業を通じて修了された銘苅由佳（橘さつき）さんと、現在修行中の手塚摩子さんがいらっしゃいます。

併せて、次の1枚めくった24ページ目の継続審議の案件に移りたいと思います。こちらの八幡堀は場所としては尾久の八幡神社の周辺、特に北側の水路に当たるところが地元でそう呼ばれていたということです。現在道路として残っている形なのですけれども、こちらが江戸時代の農業の跡あるいは物を運ぶ水路としても使われていたようで、そういった農村時代の記憶を伝える史跡として諮問に昨年度挙がったのですけれども、範囲の確定ともう少し古地図等々追加すべき資料があるのではないかということで、調査を追加すべき、というこ

とで継続審議となった案件になります。

続いて25ページに行きまして、こちらが先ほどの七面明神の宮殿の中に納められている七面明神立像になります。こちらは、この像の中に納められている木札がありまして、慶安三年という造立年といつ誰が作ったのかも分かっている仏像になりまして、そういう年代と作成者が分かる仏像として区内の中でも規準作になるものと考えられております。ただし、こちらの下にあるような毘沙門天、持国天、そのほか同時にこの宮殿の中に納められている新しい仏像が確認されまして、背中の写真がありますけれども、これはまだ見えるほうなのですが、肉眼では見えないところも読むために精細な写真を撮るべきものが幾つか確認されたため、こちらも引き続き調査の時間が必要だということで継続審議になっております。

以上になります。

**生涯学習課長** 参考までにもう1点補足させていただきますと、もともとお寺さんの関係でいますと、中にはこういったお寺で保管しているものをなかなか外部に見せていくことに積極的ではない住職の方もいらっしゃる中で、延命院においても代が替わられたタイミングでこういったものも文化財として調べてもらうことはいいことではないかということで、学芸員のほうで話合いで承諾を頂いて調査に入ることになったという経過がございます。その中で初めにこの木造七面立像の調査に入ったところ、像の中から様々な木札が出てきたので、立像だけではなくてこういった出てきたその周辺の附属の像なども合わせて調査すべきだろうということで継続案件になりました。また、今回の宮殿も合わせて指定したほうがいいのかという審議会委員の御意見もありまして、継続の案件のものと新たに諮問として宮殿も調査するとなった経過がございます。

大変雑駁ではございますが、御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**教育長** ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問はございますでしょうか。

今後は文化財保護審議会で諮問する予定なのですが、私のほうで諮問する形になるわけなのですが、改めて文化財、荒川区における伝統文化についてもしっかりと教育の一貫として子供たちにも伝えていく上で大切な調査だと思います。荒川区にもまだまだいろいろ調べてみるとこうやって貴重なものがあるところですよ。

私も社会教育をやっていたのですが、中村泰士さんについては3つの文字の型があってそれぞれにおいて名前を持っている感じなのですか。ここで書いてあるのは三代目荒井三禮と橋右橋と、もう1つあるのですか。

**ふるさと文化館学芸員** 江戸文字と寄席文字は、橋右橋の名前でされています。

**教育長** 江戸文字と寄席文字は一緒なのですか。

**ふるさと文化館学芸員** 一緒の名前でやられております。

**教育長** なるほど。橘右橘というのは歴代になって伝わってきている名称というか、名前なのですか。それとも、この右橘さんだけのものなのですか。

**ふるさと文化館学芸員** 師匠の右近さんが江戸文字橘流を立ち上げられまして、それでお名前を授けられている感じです。

**教育長** 分かりました。それぞれの字は似ているようで実際には全然違うのでしょうか、これをそれぞれ使い分けて書き分けるのはすごいことだなと私は思います。

もう1つ、この八幡堀も、私も地元のほうなので、ちょうど今、令和あらかわ病院がある辺りから、その跡がちゃんとあるのですよね。実際にあった場所が分かる感じになっていると思うのですけれども、今後調査していくというのは、実際にいろいろどこからどこまでどうなっていたかをもう少し詳しく見ていくということなのですか。

**ふるさと文化館学芸員** 1つは、尾久宮前小学校の子供たちがまず調べて流路を確定したのが今プロムナードとして整備されているのですが、そちらが古地図と合わせていくとどうも違うのではないかという話も昨年度出ました。あともう1つ八幡堀といったときの範囲がどこなのではないかという点も問題になりまして、あくまでもやはり八幡神社より北側の、この周りの囲っているところなのではというところで、去年は確定できませんでした。そういった議論がありまして、まず流路を本当に正確に実踏しつつ復元するのと、あとこれが本当にいつ頃まで遡れるのか、もしかすると江戸時代はおろか中世まで行くのではないかという仮説も出ておりまして、その辺も同時に調べていければという感じに今のところなっています。

**教育長** では、今分かるのは尾久宮前小の子供たちがプロムナードのような感じで作っていったのが分かるようになっているということですか。

**ふるさと文化館学芸員** そうですね。あと北側の八幡神社の裏も公園になっていまして、そこもそのプロムナードの延長として整備されています。

**教育長** そうですか。それがそのままそうとは限らないというところで、調査もさらに必要ということですね。

**ふるさと文化館学芸員** はい、そうです。

**教育長** この件についてはいかがでしょう。何かあれば。大丈夫ですか。

〔「はい」の声あり〕

**教育長** それでは続いて、次に「その他」の報告事項になります。教育委員会の日程につきまして、事務局から何かございますか。

**教育総務課長** 改めまして、本日の学校訪問お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。急ぎ足での見学となつてしまいましたが、校長先生がどうしても全校を見てい

ただきたいということで、大変お疲れさまでございました。

次回は本庁舎の3階の特別会議室です。いつものところで開催させていただきます。またもう1つ最後に、7月4日金曜日の伝統技術展開会式におきましては教育委員の先生方は希望制という形で取らせていただいております。これはまた近くになりましたら出欠を伺わせていただきますので、そのときはまたよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

**教育長** ありがとうございました。

報告事項等は以上でございます。それでは、以上をもちまして教育委員会令和7年第10回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

了